

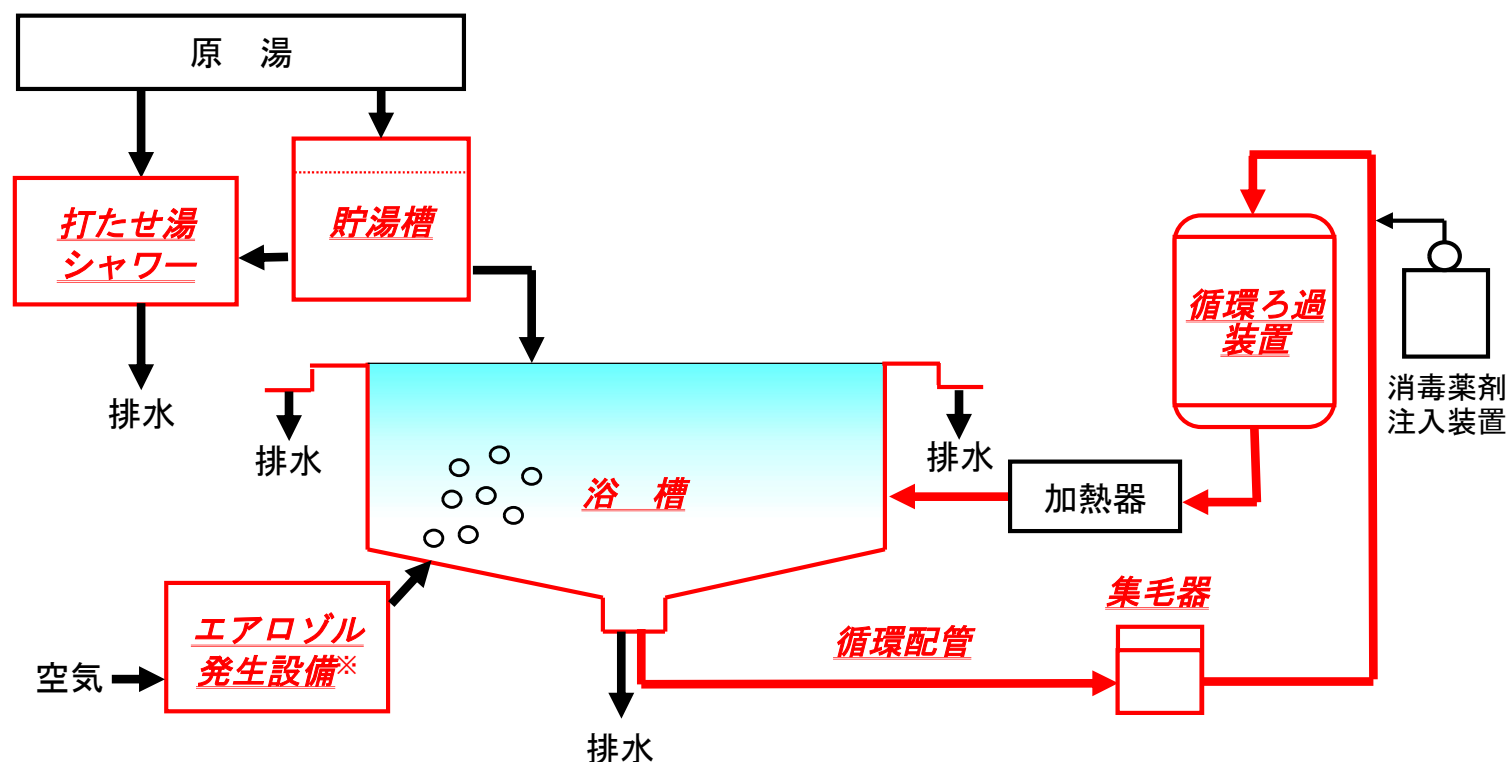
入浴施設のレジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌を吸い込むことで起こる感染症です。高齢者など抵抗力が低下している人の場合、肺炎等の症状を起こし、死亡する場合があります。レジオネラ属菌は、土の中や川など自然界に生息している細菌で、ぬめり（生物膜）の中で大量に増殖します。

温かい水が滞留又は循環する入浴設備はレジオネラ属菌が特に繁殖しやすい環境です。

レジオネラ症防止対策が必要な入浴設備（**赤**で示した箇所）

（新潟県旅館業法施行条例、新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例により基準が設定されている設備）



※ エアロゾル発生設備とは、気泡発生装置、ジェット噴射装置等空気中に微細な粒子を発生させる設備です。

レジオネラ症の発生を防ぐには、施設ごとに**入浴設備の管理責任者**を決め、**レジオネラ症防止対策3原則**に従い、徹底した衛生管理を行う必要があります。

～レジオネラ症防止対策3原則～

- ・ 増殖させない（浴槽水の換水及び消毒を徹底しましょう）
- ・ ぬめりを発生させない（生物膜を発生させないように清掃・消毒を徹底しましょう）
- ・ 吸い込ませない（エアロゾル発生設備*の管理は特に注意しましょう）

衛生管理のポイントとチェック表は裏面へ

さらに詳しい情報はこちら（厚生労働省：レジオネラ対策のページ）



新潟県

問合せ先

新潟県福祉保健部生活衛生課（TEL 025-280-5208）

または 担当保健所へ（連絡先はこちら）



入浴設備の衛生管理状況チェック表

必要な構造・管理		必要な頻度		記録 (3年保管)	
循環ろ過装置を使用している浴槽					
浴 槽	☐ 浴槽水の完全な取替え ☐ 浴槽の清掃・消毒	☐ 概ね2週間に1回以上 (消毒は、高濃度塩素、60℃以上高温水等による)	☐		
	☐ 浴槽水の消毒	☐ 常に消毒効果を保持する (塩素消毒の場合、残留塩素濃度0.4mg/L程度を保持し、1.0mg/Lを超えない)	☐		
	☐ あふれた浴槽水を再び浴用にしない構造				
循環ろ過装置	☐ 十分なる過能力				
	☐ 消毒・汚れの排出	☐ 概ね2週間に1回以上 (高濃度塩素、60℃以上高温水等の循環による)	☐		
循環配管	☐ 消毒	☐ 概ね2週間に1回以上 (高濃度塩素、60℃以上高温水等の循環による)	☐		
	☐ 点検・汚れの除去	☐ 1年に1回以上 (過酸化水素等による)	☐		
集毛器	☐ 循環ろ過装置の前に設置				
	☐ 清掃	☐ 1日に1回以上	☐		
循環ろ過装置を使用していない浴槽					
浴 槽	☐ 浴槽水の完全な取替え ☐ 浴槽の清掃・消毒	☐ 1日に1回以上	☐		
その他の設備					
貯湯槽	☐ 槽内の清掃・消毒	☐ 1年に1回以上	☐		
	☐ 原湯温度の保持	☐ 常に60℃以上に保つ (困難な場合は、塩素等により消毒する)	☐		
打たせ湯、シャワー	☐ 原湯・原水を使用する構造	(シャワーヘッドとホースは、6か月に1回以上点検し、内部の汚れ等を1年に1回以上洗浄、消毒する)			
エアロゾル発生設備※	☐ 空気取込口から土ぼこりが入らない構造				
水質検査					
検査項目【基準】		必要な頻度		記録 (3年保管)	
浴槽水	☐ 大腸菌【1個/mL以下】 ☐ レジオネラ属菌【検出されないこと】 ☐ 濁度【5度以下】 ☐ 全有機炭素【8mg/L以下】 または 過マンガン酸カリウム消費量【25mg/L以下】	☐ 浴槽水の完全な取替えの頻度・エアロゾル発生設備※の有無に応じた頻度		☐	
		浴槽水の完全な取替えの頻度 必要な検査頻度			
		1日に1回以上			1年に1回以上
		1週間に1回以上	エアロゾル発生設備※なし		6か月に1回以上
			エアロゾル発生設備※あり		2か月に1回以上
1週間に1回未満					
原水・原湯	☐ 大腸菌【検出されないこと】 ☐ レジオネラ属菌【検出されないこと】 ☐ 濁度【2度以下】 ☐ 色度【5度以下】 ☐ pH【5.8以上8.6以下】 ☐ 全有機炭素【3mg/L以下】 または 過マンガン酸カリウム消費量【10mg/L以下】	温泉を利用する場合、 破線で囲んだ項目は適用されません。			

※ エアロゾル発生設備とは、気泡発生装置、ジェット噴射装置等空气中に微細な粒子を発生させる設備です。

水質基準に適合しない場合は、浴槽の使用を中止し、担当保健所にご相談ください。